

入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

2018年8月10日

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院長 三角 隆彦

1. 競争入札に付する事項

(1) 事業名称

医療機器等の整備（ファイナンスリース）

(2) 入札案件名称

- ① 透析装置一式の整備に伴うファイナンスリース契約
- ② 長時間心電図解析装置一式の整備に伴うファイナンスリース契約
- ③ 手術室映像システム一式の整備に伴うファイナンスリース契約

※記載名称は、当院呼称とする。

(3) 契約月数

60箇月

(4) 設置使用場所

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院（以下、「当院」という。）

(5) 所在地

〒230-0012 神奈川県横浜市鶴見区下末吉三丁目6番1号

(6) 入札方法

- ① 前記1（2）で示す医療機器等のファイナンスリース契約（以下、「各件」という。）を入札に付する。
- ② 入札に当たっては、前記1（2）記載の各件それぞれに対して入札すること。
- ③ 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、搬入、据付、配線、配管、調整、改修、設置等、各件に要する一切の諸経費を含んだ物件正味金額及びリース料相当額を合算した金額を記載すること。
- ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札金額については、消費税に関わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額を除いた金額を記載すること。

(7) 調達内容及び条件

- ① 前記1(2)で示す各件は次の当院指定の機器とする。
 - (ア) 前記1(2)①は、日機装製 透析装置(規格:DAD-50NX 他)とする。
 - (イ) 前記1(2)②は、日本光電工業製 長時間心電図解析装置(規格:DSC-5500 他)とする。
 - (ウ) 前記1(2)③は、クリプトン製 手術室映像システム(規格:VR-X7100 他)とする。
- ② 装置のメーカー保守点検契約に係る費用は含まない。
- ③ 各件調達に際して、当院が指定する代理店より買入れを行うこと。
- ④ リース契約期間満了後は再リースをせず、譲渡することを条件とする。
- ⑤ 各件調達において、動産総合保険を付保しない。

(8) 契約形態

ファイナンスリース契約

(9) 予定価格

有り

(10) その他

詳細については、各件入札説明書(以下、「入札説明書」という。)及び各件見積書(以下、「見積書」という。)(以下、「入札関係書類」という。)による。

2. 競争入札参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者。
- ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過していない者(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は業務に関して不正の行為若しくは業務の遂行に当たって遵守しなければならない事項に反したとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために談合したとき。
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 競争入札の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて当院との契約を履行しなかったとき。
 - (カ) その他、当院に著しい損害を与えたとき。
 - (キ) この項(この号を除く。)の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- ③ 済生会本部、支部及び施設(以下、「実施法人本部等」という。)の役員又はこれらの親族が役員をしているなど、実施法人本部等と特別な関係にある者。
- ④ その他、当院が不適当と認めた者。

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

- ① 入札前に提出する書類に虚偽の事実を記載した者。
- ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

(3) 次の要件をすべて満たしている者であること。

- ① 平成 29・30 年度横浜市一般競争入札資格者名簿（物品・委託等）において「5 賃貸」の「402 一般賃貸」に登録が認められている者で、細目「B 医療機器リース」の入札参加資格を有していること。
- ② 貸金業法（法令番号 昭和 58 年法律第 32 号）の定める貸金業登録がなされている者であること。
- ③ ファイナンスリース事業を有していること。
- ④ 横浜市内で 500 床以上の病院との取引実績があること。
- ⑤ 各件について、当院が指定する日時、場所に十分納品することができることを証明した者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（法令番号 平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）に規定するところの暴力団、準構成員またはその関係者でないこと。
- ⑦ 会社更生法（法令番号 平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（法令番号 平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続き開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による）。

3. 入札に係る書類の提出等

(1) 入札に係る書類の提出場所、問い合わせ先及び問い合わせ方法

〒230-0012 神奈川県横浜市鶴見区下末吉 3 丁目 6 番 1 号
社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院
事務部購買室 担当：森田
電 話：045-576-3000
ファクシミリ：045-576-3525
E メール：yo_morita@tobu.saiseikai.or.jp

*問い合わせについては、書面（ファクシミリでも可）又はEメールで行うこと。

(2) 入札参加に係る書類の提出及び資格確認申請結果通知

- ① 入札参加希望者は、2018 年 8 月 16 日（木）15 時 00 分までに別紙「一般競争入札参加資格確認申請書」（本公告に添付）及び「秘密保持に関する誓約書」（本公告に添付）並びに前記 2（3）①及び②に記載した資格等を確認できる書類（以下、「入札前提出書類」という。）を直接持参するか配達記録が残る郵便等（郵便等は、当日必着のこと。）により前記 3（1）に記載した入札に関する事務を担当する所属に提出すること。
- ② 資格確認申請結果については、2018 年 8 月 16 日（木）15 時 00 分以降に入札担当者情報に記載された宛先に対して文書にて通知する。

(3) 入札説明会の日時及び場所等

各件入札に係る入札説明会は、実施しない。

(4) 入札関係書類の交付

前記 3（2）の資格確認申請結果において、各件入札参加資格「有」とされた入札参加希望者に対して、前記 3（2）②と合わせて、入札関係書類を交付する。

(5) 開札日時

2018 年 8 月 24 日（金）午前 10 時 00 分より

(6) 開札場所

社会福祉法人^{恩賜財団} 済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院 3階応接室

※郵送入札可

(7) 開札への立会い

各件入札に対する開札における入札者の立会いは、不要とする。

(8) 落札結果

各件入札に対する落札結果については、落札結果を落札事業者に対してのみ電話及び文書にて通知する。

(9) その他

詳細は、入札関係書類による。

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

① 競争入札参加者は開札日の前日までの間において、入札前提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

② 入札前提出書類は当院において審査するものとし、採用しうると判断した入札前提出書類を添付（提出）した入札参加希望者を入札参加対象者とする。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

② 前記3（2）②において、各件入札参加資格「有」として入札した場合であっても、開札後、改めて資格を確認して資格の確認ができなかった場合は、入札の無効とする。

(5) 落札者及び落札価格の決定方法

提出された有効な入札書のうち、予定価格（総価）の制限の範囲内で最低価格の有効な入札を行った入札者を落札者とする最低落札価格方式により、落札者及び落札価格を決定する。

(6) 契約書の作成の要否

要

(7) その他

詳細は、入札関係書類による。

5. 添付資料

(1) 一般競争入札資格確認申請書

(2) 秘密保持に関する誓約書

以上

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院長 三角隆彦 殿

住所（所在地）
氏名（法人名）
（代表者名）

印

入札担当者情報

部署名	
氏名	
電話番号	
ファクシミリ番号	
Eメールアドレス	

下記の入札への参加のため、競争入札参加資格の確認を申請します。

事業名称	医療機器等の整備（ファイナンスリース）
入札案件名称	<input type="checkbox"/> ①透析装置一式の整備に伴うファイナンスリース契約 <input type="checkbox"/> ②長時間心電図解析装置一式の整備に伴うファイナンスリース契約 <input type="checkbox"/> ③手術室映像システム一式の整備に伴うファイナンスリース契約

※入札参加希望する入札案件名称の□内にチェックを入れてください。

<注意>

1. 提出年月日は、必ず記入すること。
2. 印は、外国人又は外国法人にあっては、代表者の署名をもって代えることができる。
3. 用紙の大きさは、A列4（縦）とする。

秘密保持に関する誓約書

年 月 日

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院長 三角隆彦 殿

住所（所在地）
氏名（法人名） 印
（代表者名）

電話番号： () -

（以下、「当社」という。）は、社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院における医療機器等の整備に伴うファイナンスリース契約入札の検討（以下、「本件目的」という。）を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される秘密情報（以下、「秘密情報」という。）の取扱いに関し、以下、記載条項のとおり誓約します。

（秘密情報の定義）

第1条 本件秘密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他の開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が秘密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

（秘密情報の取扱期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第3条 貴院が秘密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、秘密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(秘密情報の取扱い)

第4条 当社は、秘密情報について厳に秘密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても秘密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の対策を講じます。

(秘密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、秘密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 秘密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき秘密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監査する官公署又は団体からその監督の目的のために秘密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた秘密情報に関する調査報告書、書面、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本件目的と関係のある第三者と接触しないものとします。

(秘密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の秘密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上